

石川県公報

令和元年12月26日（木曜日）

号 外

（第 52 号）

目 次

公 告
○予算の要領の公表

（財 政 課） 1

公 告

予 算 の 要 領 の 公 表

令和元年第5回石川県議会定例会において議決された予算の要領は、次のとおりである。

令和元年12月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度の石川県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,185,120千円を追加し、歳入歳出それぞれ580,121,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

第1表 令和元年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び金		千円 3,763,149	千円 170,816	千円 3,933,965
	2 負担金	3,633,240	170,816	3,804,056
8 使用料及び料		7,868,717	3,776	7,872,493
	2 手数料	1,963,806	3,776	1,967,582
9 国庫支出金		63,599,042	2,638,218	66,237,260
	1 国庫負担金	31,263,935	1,562,647	32,826,582
	2 国庫補助金	30,352,170	1,075,571	31,427,741
13 繰越金		312,820	55,893	368,713
	1 繰越金	312,820	55,893	368,713
14 諸収入		58,656,514	360,417	59,016,931
	6 雑入	6,583,146	360,417	6,943,563
15 県債		85,136,000	2,956,000	88,092,000
	1 県債	85,136,000	2,956,000	88,092,000
歳入合計		573,936,826	6,185,120	580,121,946

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,199,102	千円 3,203	千円 1,202,305
	1 議会費	1,199,102	3,203	1,202,305
2 総務費		74,571,244	15,277	74,586,521

	1 総務管理費	11,060,845	8,256	11,069,101
	2 徴税費	58,073,329	3,609	58,076,938
	3 市町村振興費	1,303,442	1,042	1,304,484
	5 防災救助費	2,805,228	1,486	2,806,714
	6 人事委員会費	92,067	306	92,373
	7 監査委員費	211,169	578	211,747
3 企画振興費		24,292,701	2,911	24,295,612
	1 企画振興費	24,292,701	2,911	24,295,612
4 県民文化 スポーツ費		6,249,187	4,715	6,253,902
	1 県民費	1,270,151	2,045	1,272,196
	2 文化スポーツ費	4,979,036	2,670	4,981,706
5 健康福祉費		86,615,942	16,324	86,632,266
	1 高齢者福祉費	33,950,888	2,163	33,953,051
	2 子育て福祉費	15,166,747	3,440	15,170,187
	3 障害福祉費	11,368,195	700	11,368,895
	4 地域福祉費	14,239,082	506	14,239,588
	5 健康推進費	4,811,777	6,158	4,817,935
	6 生活衛生費	202,398	360	202,758
	7 医薬看護費	6,876,855	2,997	6,879,852
6 生活環境費		2,557,348	3,049	2,560,397
	1 生活環境費	2,557,348	3,049	2,560,397
7 商工労働費		41,454,959	6,655	41,461,614
	1 商工費	39,793,664	4,870	39,798,534

	2 労 働 費	1,575,703	1,619	1,577,322
	3 労 働 委 員 会 費	85,592	166	85,758
8 観 光 費		2,965,493	2,458	2,967,951
	1 観 光 戦 略 推 進 費	2,965,493	2,458	2,967,951
9 農 林 水 産 業 費		36,968,254	29,572	36,997,826
	1 農 業 費	17,649,124	9,800	17,658,924
	2 畜 産 業 費	1,426,322	11,163	1,437,485
	3 農 地 費	9,961,242	3,584	9,964,826
	4 林 業 費	5,564,541	2,532	5,567,073
	5 水 産 業 費	2,367,025	2,493	2,369,518
10 土 木 費		72,415,583	5,725,514	78,141,097
	1 土 木 管 理 費	628,007	1,089	629,096
	2 道 路 橋 り ょ う 費	33,899,560	2,509,983	36,409,543
	3 河 川 海 岸 費	18,321,193	2,512,825	20,834,018
	4 港 湾 費	6,504,360	15,512	6,519,872
	5 都 市 計 画 費	10,868,053	684,178	11,552,231
	6 建 築 住 宅 費	2,194,410	1,927	2,196,337
11 警 察 費		25,137,935	81,074	25,219,009
	1 警 察 管 理 費	23,483,701	81,074	23,564,775
12 教 育 費		101,209,650	293,434	101,503,084
	1 教 育 総 務 費	12,784,660	5,949	12,790,609
	2 小 中 学 校 費	54,156,345	198,451	54,354,796
	3 高 等 学 校 費	23,910,449	62,353	23,972,802

	4 特別支援学校費	8,095,250	26,681	8,121,931
13 災害復旧費		4,367,516	934	4,368,450
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,666,598	273	1,666,871
	2 土木施設災害復旧費	2,700,918	661	2,701,579
歳 出 合 計		573,936,826	6,185,120	580,121,946

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和元年度道路建設費	令和2年度 令和3年度	5,550,000 ^{千円}	令和2年度 令和3年度	5,740,000 ^{千円}
令和元年度道路整備費	令和2年度 令和3年度	450,000	令和2年度 令和3年度	1,185,000
令和元年度河川改良費	自 令和2年度 至 令和4年度	2,380,000	自 令和2年度 至 令和4年度	2,390,000
庁舎管理費			令和2年度	367,000
のと里山空港管理運営費			令和2年度	49,000
県庁舎総合案内費			令和2年度	12,000
石川四高記念文化交流館運営費			令和2年度	4,000
美術館運営費			令和2年度	30,000
歴史博物館運営費			令和2年度	20,000
金沢港クルーズターミナル 管 理 費			自 令和2年度 至 令和4年度	414,000
令和元年度河川整備費			令和2年度	90,000
令和元年度土木施設災害復旧費			令和2年度	200,000
令和元年度港湾管理費			令和2年度	75,000
令和元年度港湾災害復旧費			令和2年度	60,000
兼六園管理費			令和2年度	60,000

金 沢 城 公 園 管 理 費			令 和 2 年 度	42,000
運 転 者 講 習 費			令 和 2 年 度	84,000
運 転 免 許 受 付 費			令 和 2 年 度	20,000
交 通 指 導 取 締 活 動 費			令 和 2 年 度	86,000
一 般 交 通 安 全 施 設 整 備 費			令 和 2 年 度	107,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設費	7,917,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	8,948,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	8,948,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。
国直轄道路事業費負担金	3,562,000											
河川改良費	4,341,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	5,200,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	5,200,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。
砂防地すべり対策費	1,866,000											
国直轄砂防事業費負担金	558,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	689,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	689,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。
国直轄海岸事業費負担金	216,000											
街路事業費	853,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	997,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。	997,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しされる式について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県政その他の措置期間及び償還期限を短縮し、借換は繰上償還又は償還先んずることをできる。
計	85,136,000											

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			千円 200,000
	3 農地費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	200,000
10 土木費			9,501,000
	2 道路橋りょう費		3,290,485
		国道改築費	971,374
		地方道改築費	1,498,433
		橋りょう補修費	200,000
		道路施設長寿命化対策事業費	520,678
		いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業費	100,000
	3 河川海岸費		4,589,000
		広域河川改修費	2,956,000
		堰堤改良費	190,000
		通常砂防事業費	631,000
		地すべり対策事業費	369,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	231,000
		海岸侵食対策費	212,000
	5 都市計画費		1,621,515
		土地区画整理事業費	144,799
		街路事業費	1,476,716
合	計		9,701,000

令和元年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

令和元年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,523,936千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 令和元年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 15,658,947	千円 586	千円 15,659,533
	1 収益事業収入	15,658,947	586	15,659,533
歳 入 合 計		16,523,350	586	16,523,936

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 16,523,350	千円 586	千円 16,523,936
	1 公営競馬費	16,520,925	586	16,521,511
歳 出 合 計		16,523,350	586	16,523,936

令和元年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和元年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,856,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 令和元年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 114,702	千円 14,000	千円 128,702
	1 繰入金	114,702	14,000	128,702
3 諸収入		130,820	14,000	144,820
	1 雑収入	130,820	14,000	144,820
5 財産収入		-	7,000	7,000
	1 財産運用収入	-	7,000	7,000
歳入合計		1,821,774	35,000	1,856,774

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 1,821,774	千円 35,000	千円 1,856,774
	1 管理費	191,915	35,000	226,915

歳 出 合 計	1,821,774	35,000	1,856,774
---------	-----------	--------	-----------

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	令 和 2 年 度	24,000 ^{千円}
金沢港ガントリークレーン1号機復旧費	令 和 2 年 度	350,000

令和元年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	23,631,129千円	32,019千円	23,663,148千円
第1項 医業費用	23,249,638千円	32,019千円	23,281,657千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	令 和 2 年 度	462,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「9,823,085千円」を「9,855,104千円」に改める。

令和元年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	3,347,224千円	6,504千円	3,353,728千円
第1項 医業費用	3,290,840千円	6,504千円	3,297,344千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医事等業務委託費	自 令和2年度 至 令和4年度	360,000千円
庁舎管理等業務委託費	令和2年度	49,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「2,343,901千円」を「2,350,405千円」に改める。

令和元年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業	2,170,000千円	260,000千円	2,430,000千円
(うち債務負担行為額)	150,000千円	260,000千円	410,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道用水供給事業費用	5,488,054千円	1,279千円	5,489,333千円
第1項	営 業 費 用	5,310,171千円	1,279千円	5,311,450千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条中「150,000千円」を「410,000千円」に改める。また、予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
既 存 送 水 管 修繕 費	令 和 2 年 度	600,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「486,302千円」を「487,581千円」に改める。

